

こんなときは14日以内に届け出を

	届け出をしなければならない場合	届け出に必要なもの	届出場所
国保に加入するとき	長崎市に転入してきたとき (住民異動届と同時に)	前年中の収入の分かる書類 ※	地域センター
	職場の保険を脱退したとき ★	健康保険資格喪失証明書・前年中の収入の分かる書類 ※	
	子どもが生まれたとき (出生届と同時に)	保険証・母子健康手帳・世帯主名義の通帳・出産にかかる費用の領収書または明細書・医療機関との合意文書	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書 ※	
国保を脱退するとき	市外に転出するとき (住民異動届と同時に)	保険証	
	職場の保険に加入したとき	国保の保険証・会社の保険証	
	死亡したとき (死亡届と同時に)	保険証・葬祭を行った証明(死亡者名、葬祭執行者名が記載されたもの)・葬祭執行者名義の通帳	
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書 ・生活保護診療依頼証(受給証)	
	65歳以上75歳未満で一定の障害にあり後期高齢者医療制度の適用を受けたとき	国保の保険証・後期高齢者医療制度の保険証	
その他	住所・氏名・世帯主がかわったとき(住民異動届と同時に)	保険証	
	世帯を分ける、または合併するとき(住民異動届と同時に)	保険証	
	保険証をなくしたとき (保険証再交付)	身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)・代理人の時は委任状も必要	
	学校または施設に通うため、住所を離れるとき	保険証・在学または在園を証明するもの	
	交通事故にあったとき	保険証・事故証明書	

(注)各種証明書については原本を必要とします。

(注)全てのお届けの際には、マイナンバーカードなどマイナンバーがわかるものと身分証明書をお持ちください。

※同一世帯で、すでに国民健康保険に加入しているかたがいるときは、そのかたの保険証もお持ちください。

★会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合、家族である被扶養者のかたは、国民健康保険に加入する手続きが必要です。